

鹿児島市路面電車観光路線基本計画策定委員会設置要綱

鹿児島市路面電車観光路線基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新幹線からの二次アクセスの充実、中心市街地の活性化等を図るため、鹿児島港本港区への路面電車観光路線（以下「観光路線」という。）の新設に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項について協議及び検討を行うため、鹿児島市路面電車観光路線基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し必要な事項の協議及び検討に関すること。
- (2) その他観光路線新設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市内に居住する者で公募に応じたもの
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員（会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について調査等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画財政局企画部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長等の職務等については、前2条の規定を準用する。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政局企画部交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、企画財政局企画部交通政策課において処理する。

付 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

別表（第6条関係）

鹿児島市路面電車観光路線基本計画策定委員会幹事会幹事

鹿児島商工会議所運輸・交通部会副部長

鹿児島経済同友会事務局長

公益社団法人鹿児島県バス協会専務理事

鹿児島県旅客船協会事務局長

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所計画課長

鹿児島県土木部港湾空港課本港区まちづくり推進室長

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部長

企画財政局企画部長

観光交流局観光交流部長

建設局都市計画部長

建設局道路部長

交通局次長

船舶局次長